

鴻巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鴻巣市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（令和2年度における政務活動費の返還）

- 令和2年度に限り、政務活動費の交付を受けた会派は、当該交付を受けた政務活動費の総額から当該会派が当該年度において支出する見込みである額を控除して得た額に相当する額の政務活動費を返還することができる。

附則に次の1項を加える。

- 前項の規定による政務活動費の返還は、令和2年10月30日までに行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。